平成２２年（フ）第４４３号
北海道旭川市川端町２条５丁目２番20号
債務者　前田たひ子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５８号
北海道旭川市末広６条10丁目１番７号
債務者　北川乃理子（旧姓百武）
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６７号
北海道旭川市東５条８丁目３番13号　ＭＯＲＥ東５・８―212号室
債務者　前田　光理
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７１号
北海道旭川市東光11条２丁目２番２号　コムハウスＢ号
債務者　森下　和義
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７９号
北海道旭川市11条通22丁目２番地の14　イレブンコーポ２Ｆ１号
債務者　山内佳代子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０４号
静岡県富士市岩渕1044番地、前住所静岡県富士宮市小泉2350番地の89、前々住所長野県上伊那郡宮田村6195番地157、前々々住所静岡県富士宮市小泉2350番地の89
債務者　小森　隆司
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２６８号
静岡県富士市伝法938番地の１　杉山方、前住所愛知県愛知郡長久手町長配２丁目225番地
債務者　望月　初美
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２７５号
静岡県富士市森島304番地の１グランディオⅠ―201号、前住所静岡県富士市森島217番地の14
債務者　阿久津　愛
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第８２８６号
大阪府門真市石原町34番12号
債務者　北野　将丈
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４９９号
大阪府豊中市稲津町２丁目７番10号
債務者　入江　　栄
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５１６号
大阪市天王寺区悲田院町１番６―311号
債務者　松井香月恵
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６２０号
大阪市此花区高見１丁目７番16―2104号
債務者　石田　裕子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９号
島根県江津市江津町1016番地38
債務者　横田　倫昭
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月24日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第６０号
島根県邑智郡邑南町出羽293番地５
債務者　角谷　峰雄
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月24日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第１４９号
熊本県水俣市桜ケ丘３番27号
債務者　宮本　明美
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前11時
熊本地方裁判所八代支部